

平成19年11月21日

条例第24号

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例

後期高齢者医療の事業を一般会計の事業と区分して経理するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第49条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療特別会計を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年度の予算から適用する。